

豊橋市介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱（平成27年10月14日27高福第694号通知。以下「県要綱」という。）及び豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に要する経費の全部又は一部を予算の範囲内において補助することにより、迅速かつ適切な感染拡大防止対策の実施を支援することを目的とする。

(補助事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1又は別表2の第1欄に該当する事業であって、市長が必要と認めたものとする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表1又は別表2の第2欄に定める事業者であって、補助事業を行う者として市長が必要と認めたものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、別表1に係る事業にあつては、同表第3欄に定める場合において同表第4欄に定める経費、別表2に係る事業にあつては、同表第3欄に定める場合において同表第4欄に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) この要綱の適用日以前の事業に係る費用
- (2) 他の公費負担制度又は補助制度により、現に当該事業の経費の全部又は一部を負担し、又は補助している事業に係る費用
- (3) 別表1に係る事業にあつては、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者について、新型コロナウイルス感染症診断のための検査（以下「PCR検査等」という。）の結果等により、感染していないことが判明してから新たに締

結する契約に係る費用

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、県要綱第6条の規定による介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の算定方法に基づき、予算の範囲内において市長が別に定める額とする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付申請は、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金交付申請書(様式第1)によるものとし、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(交付決定通知)

第8条 規則第5条第2項の規定による補助金の交付決定通知は、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2)により行うものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第3)により市長に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金についてはこの限りでない。

(4) 補助事業を行うために締結する契約については、本市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りでない。

(5) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について、市長が定める期日までに、納付しなければならない。

(6) 補助事業者が前各号に掲げる条件に違反した場合は、市長の指示に基づきこの補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定による取下げは、申請者が第8条に定める決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内に書面にて行わなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りでない。

(計画変更等の承認)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、規則第8条第1項各号のいずれかに該当する場合（軽微な変更として市長が認めた場合を除く。）は、速やかに介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金変更承認申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第8条第4項の規定による補助金の変更決定の通知は、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金変更決定通知書（様式第5）により行うものとする。

(実績報告)

第12条 規則第10条第1項の規定による補助事業の実績報告は、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金実績報告書（様式第6）により行うものとし、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第13条 規則第11条の規定による補助金の額の確定通知は、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金確定通知書（様式第7）により行うものとする。

(補助金交付の請求)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金交付請求書（様式第8）

を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を補助事業者に求めることができる。

(1) この要綱に従って補助事業が行われなかったとき。

(2) 補助事業の内容が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。

(雑則)

第16条 補助事業者は、特別な理由により、第7条、第11条第1項又は第12条に定める手続きによることができない場合は、あらかじめ市長の承認を受け、市長が別に定めるところにより手続きを行うことができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行し、改正後の第3条から第5条までの規定及び別表2は、令和2年4月30日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各要綱の規定による様式とみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

別表1 介護施設等の消毒、洗浄経費支援事業

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象要件	4 対象経費
<p>県要綱第3条第6号アに規定する事業</p>	<p>県要綱第3条第6号アの(ア)から(ノ)までに掲げる施設等の事業者</p>	<p>(1) 介護施設等において感染が疑われる者が発生し、その者に対するPCR検査等の実施が決定した場合</p>	<p>3の補助対象要件に該当する介護施設等の消毒・洗浄に要する需用費(消耗品費)、役員費(手数料)及び委託料</p>

別表2 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象要件	4 対象経費
<p>県要綱第3条第6号ウの（ア）に規定する事業</p>	<p>県要綱第3条第6号ウの（ア）のaからlまでに掲げる施設等の事業者</p>	<p>なし</p>	<p>簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費（工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）</p>
<p>県要綱第3条第6号ウの（イ）に規定する事業</p>	<p>県要綱第3条第6号ウの（ア）のaからlまでに掲げる施設等の事業者</p>	<p>施設内の居室ごとに窓がない場合等</p>	<p>換気設備の設置に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費（工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）</p>